梨県公

号外第二十三号

平成十七年

木

日

曜

三月三十一日

の 他

そ

山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令..... 山梨県議会事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令.....

そ

他

の目

次

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県議会議長 辻

彌

山梨県議会事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令

次のように改正する。 山梨県議会事務局行政文書管理規程(平成十二年山梨県議会訓令甲第一号)の一部を

第十一条に次の一項を加える。

7 第一項の規定にかかわらず、文書管理者は、常時使用する必要があると認める行政 文書を必要と認める期間保存することができる。

第四十二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、保存期間が一年未満の行政文書にあっては、総務課長の承認は、要しない。

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

山梨県議会訓令甲第二号

山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県議会事務局規程(昭和四十三年山梨県議会訓令甲第一号)の一部を次のように

山梨県議会議長 辻 彌

改正する。

号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。 第十三条の見出し中「及び課長補佐」を削り、同条中「及び課長補佐」 第十条第三号中「所属職員」を「総括課長補佐」に改める。 第八条第三号及び第九条第一号中「(国外への旅行を除く。)」を削る。 を削り、

一 所属職員 (総括課長補佐を除く。) の時間外勤務及び休日勤務の命令に関するこ

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

第二十三号 平成十七年三月三十一日

Щ

梨

県

公

報

号

外

発行者	山梨
山梨県	県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	外第二十三号
丁目六番一号	亏 平成十七年三月三十一日
印刷所	
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
目六番	
	=